

**新会計基準解説**

# 改正実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の概要

企業会計基準委員会アシスタント・ディレクター

**宮治哲司**

企業会計基準委員会専門研究員

**光野聡一郎**

## I はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、2022年3月17日に、改正実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）を公表した<sup>1</sup>。本実務対応報告は、ASBJが2020年9月29日に公表した実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「2020年実務対応報告」という。）を一部改正するものである。本稿では、本実務対応報告の概要を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJの見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

## II 本実務対応報告公表の経緯

2020年実務対応報告は、2014年7月の金融安定理事会による提言に基づく金利指標改革（以下「金利指標改革」という。）が進められている中

で、ロンドン銀行間取引金利(London Interbank Offered Rate。以下「LIBOR」という。)の公表が2021年12月末をもって恒久的に停止されることに伴い、LIBORを参照する金融商品について必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理及び開示上の取扱いを明らかにすることを目的としたものであるが、公表から約1年後に、金利指標置換後<sup>2</sup>の取扱いについて再度確認する予定であるとしていた。

一方、2020年実務対応報告の公表後の2021年3月に、米ドル建LIBORの翌日物、1か月、3か月、6か月及び12か月物については、公表停止時期が2023年6月末まで延期された。また、2021年9月に、英国金融行為規制機構(FCA)は、従来の日本円建LIBOR及び英国ポンド建LIBORの一部のターム物について市場データを用いて算出する疑似的なLIBOR（以下「シンセティックLIBOR」という。）を構築するための権限を行使することを公表した。

本実務対応報告は、これらの状況に対応して公表されたものである。

<sup>1</sup> 本実務対応報告の全文については、ASBJのウェブサイト ([https://www.asb.or.jp/jp/accounting\\_standards/practical\\_solution/y2022/2022-0317.html](https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2022/2022-0317.html)) を参照のこと。

<sup>2</sup> 金利指標置換時より前の期間を金利指標置換前、後の期間を金利指標置換後という（本実務対応報告第4項(3)及び(5)）。なお、金利指標置換時は、本実務対応報告第4項(4)において金利指標改革に起因して公表が停止される見通しであるLIBORに関して、ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点（双方の契約において時点が異なる場合はいずれか遅い時点）をいうと定義されている。